

2 前項の書類には、記載事項がファイルに記録されている事項と相違がないことを認証する旨を記載し、特許庁長官が指定する職員が記名し、かつ、印を押さなければならない。
第六十八条の見出し中「謄本」を「謄本等」に改め、同条中「交付」の下に「又はファイルに記録されている国際出願に係る事項を記載した書類の交付」を加える。
第八十条第一号を次のように改める。

一 法第十八条第一項第一号及び第二号に掲げる者 次イ又はロに定めるところにより算定した国際出願手数料の金額 ただし、次のイ又はロに該当する場合には、当該イ又はロに定めるところにより算定した金額からそれぞれ八又は二に定める金額を減額をした金額

イ 国際出願に係る書類の用紙の数(二に掲げる場合にあつては、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成二年通商産業省令第四十一号。以下「特例法施行規則」という。)(第十条の二の規定により電子計算機に人力した事項を書類の用紙に換算した数。以下この条において同じ。))が三十枚以内の場合にあつては、千四百スイス・フランに相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示する金額、国際出願に係る書類の用紙の数が三十枚を超える場合にあつては、十五スイス・フランに相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示する金額に三十枚を超える用紙の数を乗じて得た金額を加算した金額

ロ 第五十条の三第一項の規定による配列表を含む国際出願(二に掲げる場合であつて、当該配列表を特例法施行規則第十九条の二で定める方法により提出するものに限る。)にあつては、当該配列表を除いた国際出願について、イに基づき算定される金額に、十五スイス・フランに相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示する金額に、当該配列表の用紙の数を乗じて得た金額(当該配列表の用紙の数が四百枚を超えるときは四百枚とみなして算定した金額)を加算した金額

八 法第十八条第一項第一号及び第二号に掲げる者が、第十六条第一項に規定する方式に従つて作成した願書に、第十四条第三項に規定するフレキシブルディスクを添付して提出した場合に、百スイス・フランに相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示する金額

二 国際出願を特例法第二條第一項の規定による電子情報処理組織を使用して行つた場合には、三百スイス・フランに相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示する金額

第八十二条第一項の表第二号中「第三十七条第一項」の下に、「第三十七条の二第一項」を加え、「交付」の下に「又はファイルに記録されている国際出願に係る事項を記載した書類の交付」を加える。

様式第一の備考17中「申せし」を「申せし」に改める。
様式第七中「願書提出用紙」を「願書の提出用紙」に改め、「書式」を「書式及び」に改め、同様式の備考19を備考20とし、同様式の備考18の次に次のように加える。

19 手数料計算用紙において、法第十八条第一項第一号の規定による手数料の交付について、工業所有権に関する手続の特例に関する法律施行規則(平成二年通商産業省令第四十一号)第四條第二項の規定により見込額からの交付の申出を行うときに限り、「1.」及び「2.」の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(国内法)第13条第一項第一号の規定による手数料、の欄には見込額から交付に充てる手数料の額を記載し、「手数料種別」の欄には手数料の種別を記載する。
(工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令の一部改正)

第三条 工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令(平成八年通商産業省令第六十四号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項中「第十条第四十九号から第五十一号まで」を「第十条第五十一号から第五十三号まで」に改める。

附則
この省令は、平成十六年四月二十八日から施行する。

○国土交通省令第五十七号
道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第四十一条(同法九十九条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十六年四月二十日
国土交通大臣 石原 伸晃

道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令
道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)の一部を次のように改正する。

第一条の三中、並びに第十八条第二項及び第三項を、及び第十八条第二項から第四項までに改める。
第十八条第二項及び第三項を次のように改める。

2 自動車(次の各号に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれのないものとして、乗車人員の保護に係る性能に關し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

一 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人以上のもの

二 前号の自動車の形状に類する自動車

三 貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量二・八トンを超えるもの

四 前号の自動車の形状に類する自動車

五 二輪自動車

六 側車付二輪自動車

七 カタピラ及びそりを有する軽自動車

八 大型特殊自動車
九 小型特殊自動車
十 最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車
十一 被牽引自動車

受けた側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれのないものとして、乗車人員の保護に係る性能に關し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
一 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人以上のもの

二 前号の自動車の形状に類する自動車

三 貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量三・五トンを超えるもの

四 前号の自動車の形状に類する自動車

五 二輪自動車

六 側車付二輪自動車

七 三輪自動車

八 カタピラ及びそりを有する軽自動車

九 大型特殊自動車
十 小型特殊自動車
十一 被牽引自動車

四 自動車(次の各号に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の前面が歩行者に衝突した場合において、当該歩行者の頭部に過度の傷害を与えるおそれのないものとして、当該歩行者の保護に係る性能に關し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

一 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人以上のもの

二 前号の自動車の形状に類する自動車

三 貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量二・五トン以下であり、かつ、車枠と車体が一体の構造であつて運転者室の前方に原動機を有するものを除く。)

四 前号の自動車の形状に類する自動車

五 二輪自動車

六 側車付二輪自動車
七 カタピラ及びそりを有する軽自動車
八 大型特殊自動車
九 小型特殊自動車
十 最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車
十一 被牽引自動車

附則
この省令は、公布の日から施行する。